

14. 法文学部における地域人材育成コースに関する取扱要項

(平成27年12月16日法文学部長決裁)

[令和3年2月17日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、島根大学における地域人材育成コースに関する取扱要項(平成26年12月25日学長決裁。以下「取扱要項」という。)第7条の規定に基づき、法文学部における地域人材育成コースの教育プログラム等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(育成する人材像)

第2条 地域人材育成コースは、文化や社会に関する専門知識を有し、その知識を地域の人びとの暮らしと生に役立てることができる実践力をもった人材を育成する。

(教育プログラム)

第3条 開設する教育プログラムは、次のとおりとし、それぞれを構成する授業科目については別途指定する。

- 一 ベースストーン科目
- 二 キャップストーン科目
- 三 地域貢献インターンシップ
- 四 地域人材育成コースセミナー

(履修資格)

第4条 前条の教育プログラムの履修資格は、令和3年度以降に総合型選抜Ⅰ(「へるん特定型」(地域志向入試))を経て入学した者とする。

(地域人材育成コースセミナー)

第5条 地域人材育成コースの学生は、協働共学の機会として地域未来協創本部が開催する正課外のセミナー等に参加することができる。ただし、地域人材育成コース入学セミナーについては、特段の事由がある場合を除き参加しなければならない。

(修了要件等)

第6条 修了に必要な単位数、並びに取扱要項第10条に規定する修了認定証書を交付できる要件については次をすべて満たすこととする。

- 一 所属する学科の卒業要件を満たすこと。
- 二 ベースストーン科目から2単位以上、キャップストーン科目から2単位以上及び地域貢献インターンシップから2単位以上の合計16単位以上を修得すること。

(事務)

第7条 地域人材育成コースに関する事務は、法文学部事務部学務担当において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、地域人材育成コースに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年1月25日一部改正）

- 1 この要項は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 平成28年度の入学生については、この要項による改正後の島根大学法文学部におけるCOC人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月21日一部改正）

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（平成31年2月20日一部改正）

この要項は、平成31年4月1日から実施し、平成30年度入学者から適用する。

附 則（令和3年2月17日一部改正）

- 1 この要項は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 令和2年度以前の入学生の教育プログラムについては、改正後の法文学部における地域人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。